

所管部課名	市民福祉部 高齢・介護福祉課							
事務事業名	高齢者クラブ等育成事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、高齢者クラブ連合会補助金交付要領、薩摩川内市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ助成事業実施要領							
補助経過年数	10年以上							
平成27年度 予算額		国県支出金	その他	一般財源				
	12,800千円	2,330千円	千円	10,470千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	市高齢者クラブ連合会加入者数（60歳以上人口比）		21.5%	平成32年度				
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市高齢者クラブ連合会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブ連合会が行う次の欄の①～④までの実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（食糧費を除く） ・組織の運営に要する経費（役員報酬及び飲食費を除く） 							
補助対象事業・活動の内容	①社会奉仕活動事業、②高齢者教養講座事業、③健康増進事業、④研修事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	上記補助対象経費の一部とし、予算で定める額以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	1,580,500	9.9%	1,405,500	8.9%	1,395,000	8.8%
		会費収入	465,500	2.9%	465,500	3.0%	455,000	2.9%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	1,115,000	7.0%	940,000	6.0%	940,000	6.0%
		市補助金	12,500,000	78.5%	12,500,000	79.5%	12,500,000	79.2%
			915,111	5.7%	700,794	4.5%	719,987	4.6%
		（前年度繰越金）	920,879	5.8%	1,108,393	7.1%	1,174,733	7.4%
	計	15,916,490	100.0%	15,714,687	100.0%	15,789,720	100.0%	
	支出	事業費	4,491,726	28.2%	4,273,826	27.2%	4,460,607	28.3%
		人件費	5,387,178	33.8%	5,509,349	35.1%	5,350,288	33.9%
		その他事務費	650,693	4.1%	567,779	3.6%	701,683	4.4%
			442,500	2.8%	353,000	2.2%	407,000	2.6%
			3,836,000	24.1%	3,836,000	24.4%	3,836,000	24.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	1,108,393	7.0%	1,174,733	7.5%	1,034,142	6.5%
	計	15,916,490	100.0%	15,714,687	100.0%	15,789,720	100.0%	
	支出計/前年度支出計			98.7%		100.5%		
	自己資金/前年度自己資金			88.9%		99.3%		
翌年度繰越金/市補助金	8.9%		9.4%		8.3%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	19.6%		19.1%		18.4%			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 【費用対効果】高齢者の自主的な活動を支援する手段は他にない。高齢者の社会参加を支援することで、介護予防や、地域見守り等の担い手となる等の効果・貢献に繋がるものとする。 【補助事業以外の事業】機関誌の発行							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	高齢者クラブ連合会は、単位高齢者クラブの育成を行い、高齢者福祉事業への参加及び活動を促進することで、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する。 高齢者クラブ連合会の活動は、単位高齢者クラブの育成・活性化に寄与する役割を担うことから、欠くことのできない団体であり、自主的な財源確保が厳しいため、今後も助成が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	高齢者の健康増進及び高齢者福祉の向上のために、高齢者クラブ連合会が実施する事業・活動は、高齢者の社会参加に繋がることから、効果があると考えられる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	高齢者と市で連携して、介護予防事業等を地域の高齢者に広げる効果や、ニーズの把握もできることから適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	高齢者クラブ連合会が実施する社会奉仕や健康増進活動、研修・交流事業に要する活動経費等であり、食糧費、役員報酬、飲食費を対象外としており、適正である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	高齢者クラブ連合会が実施する社会奉仕や健康増進活動、研修・交流事業に要する経費分（食糧費、役員報酬、飲食費を除く）を補助対象としており、固定的な補助ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	高齢者クラブ連合会は、市内各地域の単位高齢者クラブを育成・統括し、研修・交流事業を実施している団体であり、公益性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	高齢者の自主的な活動を支援する手段は他にない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	高齢者クラブ連合会が実施する社会奉仕や健康増進活動、研修・交流事業に要する経費等（食糧費、役員報酬、飲食費を除く）を補助対象としており、公費を充てるに妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 高齢者クラブ連合会は、市内各地域の単位高齢者クラブを育成・統括し、研修や事業への参加・活動を行う団体であることから、継続し必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

高齢者クラブで、仲間とともに、地域とともに活動してみませんか

活動は参加できるときが一番！

あなたの出番を待っています

高齢者クラブ入会のご案内



世代間交流



健康づくり活動



親睦活動



奉仕活動

高齢者クラブとは

高齢者クラブは、住み慣れた地域において同世代の仲間が集い、「健康づくり・友愛・声かけ・ボランティア」活動などに取り組み、介護予防の一役を担っています。

超高齢社会が進む中で、「共生・協働」による地域社会づくり「に地域の担い手としても活動しています。」

あなたも、高齢者クラブに加入してみませんか。楽しい出会いが待っています。

こんな活動をしています

- 健康づくり活動
グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ 他
- 世代間交流
園児や児童とのふれあい活動、昔の遊びの伝承、共同作業 他
- 奉仕活動
環境美化活動、身近な施設の清掃、花壇の花植え 他
- 親睦活動
親睦旅行、誕生会、新年忘年会、他

高齢者クラブに関するお問い合わせは

■本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ

☎(23)5111(内線2673)

■薩摩川内市高齢者クラブ連合会

永利町4107番地1(市総合福祉会館内)
☎(22)2731

会員になれば「長寿楽園大学」にも随時入学できます

■長寿楽園大学は、原則毎月第2金曜日(10時30分～14時30分)に開講します。

■午前中は講師を招いての教養講話、午後はグループ学習を行います。

■グループ学習は、書道、水墨画、民謡、読書、手芸、ハーモニカ、ゲートボール、グラウンドゴルフです。

■現在155人が学んでいます。
■経費として年間7500円が必要ですが、(毎月の昼食代など)

■市内は福祉バスなどによる送迎があります。

■あなたも、長寿楽園大学で多くの仲間と学んでみませんか。

高齢者クラブへの加入年齢は

おおむね60歳以上としています。

高齢者クラブ育成補助金

■会員が10人以上で、市高齢者クラブ連合会に加入しているクラブには、活動を促進するための補助制度があります。

高齢者クラブ連合会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる高齢者クラブ連合会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 高齢者クラブ連合会補助金に係る補助事業等は、単位高齢者クラブの育成及び指導を図り、老人福祉の向上に寄与するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 高齢者クラブ連合会補助金の額は、次条に定める経費の合計額と鹿児島県老人福祉費補助金交付要綱の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助対象経費)

第4条 高齢者クラブ連合会補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

(1) 実施事業に要する経費(食糧費を除く。)

- ア 社会奉仕活動事業
- イ 老人教養講座事業
- ウ 健康増進事業
- エ 研修事業

(2) 組織の運営に要する経費(役員報酬及び飲食費を除く。)

(交付の申請)

第5条 高齢者クラブ連合会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 高齢者クラブ連合会補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 役員及び会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 高齢者クラブ連合会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、薩摩川内市高齢者クラブ連合会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 高齢者クラブ連合会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認

める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるほか、特に必要と認める書類
(効果の測定)

第8条 高齢者クラブ連合会補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、実施事業の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 高齢者クラブ連合会補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の高齢者福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高齢者クラブ連合会補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

薩摩川内市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の健康増進及び高齢者福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブに対し補助金を交付するものとし、その交付については、薩摩川内市補助金等基本条例、薩摩川内市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の団体を交付の対象とする。

(1) 高齢者クラブ連合会

(2) 単位高齢者クラブ

会員数10人以上のクラブであって高齢者クラブ連合会に加入しているクラブ

(補助対象経費及び補助金額等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次表のとおりとする。

補助対象	補助対象経費	補助金額
高齢者クラブ連合会	高齢者クラブ連合会等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	予算の範囲内で定める
単位高齢者クラブ	高齢者クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	別表第1のとおり

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条に定める補助金等交付申請書及び添付書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 当該年度の年度開始月から起算して6ヶ月を超えない月までに、新たに第2条第1項第2号の規定を満たす単位高齢者クラブは、この要領の規定による補助金を申請することが出来る。

(決定の通知)

第5条 規則で定める補助金等の交付決定通知は、補助金等交付決定通知書により行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブは規則第15条に定める補助金等実績報告書及び添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

単位高齢者クラブ会員数	補助金額
10～19人	46,840円
20～29人	49,340円
30～39人	51,840円
40～49人	54,340円
50～59人	56,840円
60～69人	59,340円
70～79人	61,840円
80人以上	64,340円